

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法)の概要

### 1. 目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTTR制度)や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS制度)を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

### 2. PRTTR制度

#### (1) 概要

一定の要件を満たす事業者に対し、人の健康や生態系に有害なおそれのある対象化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握し、都道府県経由で国(事業所管大臣)に対して届出することを義務付けるもの。

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに公表し、個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき、開示される。

なお、秘密情報にあたると思われる物質については、国に直接届出て、国が秘密情報に該当すると判断する場合には、公表・開示データにおける物質名を一般化学物質名に変更することにより、秘密情報は保護される。

#### (2) 対象化学物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる化学物質として政令で指定された「第一種指定化学物質」(354物質)が対象。そのうち発がん性がある12物質は特に「特定第一種指定化学物質」として指定。

第一種指定化学物質を1質量%(特定第一種は0.1質量%)以上含有する製品(化学薬品、染料、塗料、溶剤等)についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

#### (物質例)

- ・揮発性炭化水素 - ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物 - ダイオキシン類、トリクロロエチレン等

- ・農薬 - 臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物 - 鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質 - CFC、HCFC 等
- ・その他 - 石綿等

### (3) 対象事業者

第一種指定化学物質またはこれ含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、具体的には次の要件全てに該当する事業者。

- ・対象業種として政令で指定している 23 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者
- ・いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t (特定第一種指定化学物質は 0.5 t) 以上の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設(特定要件施設)を設置している事業者

### (4) 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料。

## 3. MSDS 制度

### (1) 概要

対象化学物質又は対象化学物質含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(化学物質等安全データシート: MSDS)を事前に提供することを義務付けるもの。

### (2) 対象化学物質

「第一種指定化学物質」(354物質)及び「第二種指定化学物質」(81物質)の計435物質が対象。

これらは、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められるとして指定された物質。

第一種及び第二種指定化学物質を1質量%(特定第一種は0.1質量%)以上含有する製品(化学薬品、染料、塗料、溶剤等)についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排

出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

### (3) 対象事業者

対象化学物質または対象製品について他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者。

## 4. 自主的な化学物質管理の促進

### (1) 事業者の責務

第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を取り扱う事業者（指定化学物質等取扱事業者）は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (2) 化学物質管理指針の概要

化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置を定める。

< 指針で定める事項 >

- ・ 設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法
- ・ 指定化学物質等の使用の合理化
- ・ 指定化学物質等の管理の方法、使用の合理化及び排出状況についての国民理解の増進
- ・ 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）の活用

## 5. 施行状況

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年1月～	MSDS制度のスタート
平成13年4月～	事業者による排出量等の把握のスタート
平成14年4月～	事業者からの届出のスタート
平成15年3月	第1回PRTTR集計結果（平成13年度分）の公表
平成16年3月	第2回PRTTR集計結果（平成14年度分）の公表
平成17年3月	第3回PRTTR集計結果（平成15年度分）の公表
	15年度分から届出対象事業者の年間取扱量の要件を5トン以上から1トン以上に引き下げ

## 6. その他

化管法の施行状況について、平成15年度の総務省の行政評価・監視で取り上げられ、平成17年5月、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。

同勧告では、P R T R制度において、届出義務がありながら届出が行われていない事業者の把握に努め、これらの事業者に届出を励行させるよう都道府県等に対し、必要な助言を行うこと、M S D Sの提供の励行を確保するため有効な啓発を行うこと、化学物質の自主管理を促進するため指定化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必要があることなどが指摘されている。

関係省では、上記勧告を踏まえ講じた改善措置状況について平成18年2月にかけて総務省に報告した。

## 化学物質排出把握管理促進法の運用状況

### 1. 平成16年度PRTTRデータについて

平成16年度における対象事業者（全国・全物質）からの届出排出量は270千トン、届出移動量は230千トンである。（図1）

また、届出対象外（対象業種からの届出対象外、非対象業種、家庭、自動車などの移動体）の排出量については国が推計を行っており、計357千トンである。

届出量と推計値を合計した平成16年度総排出量は627千トンである。（図2）

図1 平成16年度の届出排出量・移動量（媒体別）

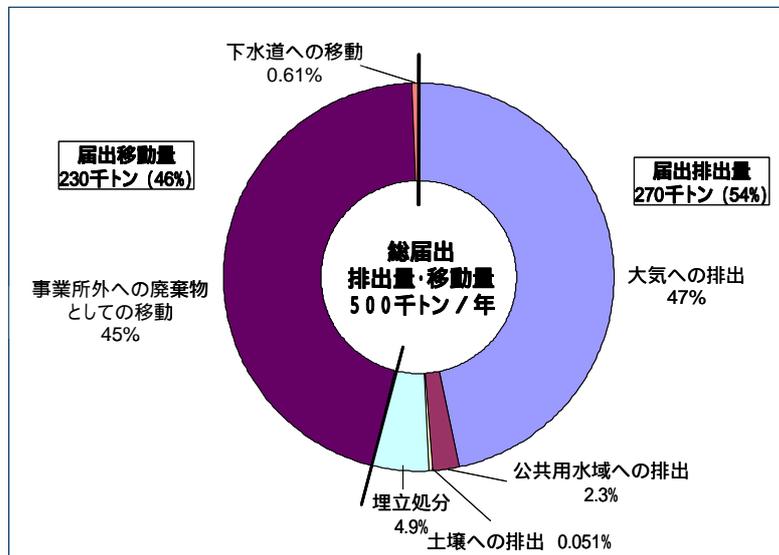


図2 平成16年度の総排出量

総排出量 627千t(100%)

対象業種	非対象業種	家庭
金属鉱業、製造業、電気業 等	農業、建設、飲食業 等	農薬、塗料、洗剤 等
<b>届出対象</b>	<b>届出対象外</b> (20人以下、1t未満)	
270千t(43%)	62千t (9.9%)	1.07千t (17%)
<b>届出事業所数</b>		6.0千t (9.6%)
40,341(全国)		
<b>移動体</b> 自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道、航空機		
1.28千t (20%)		

■ 事業者からの届出 □ 国による推計

## 2. P R T R届出状況

P R T R制度が施行された平成13年度から平成16年度までの4年間の届出データにおける事業者、事業所及び物質数の届出推移については表1のとおりである。

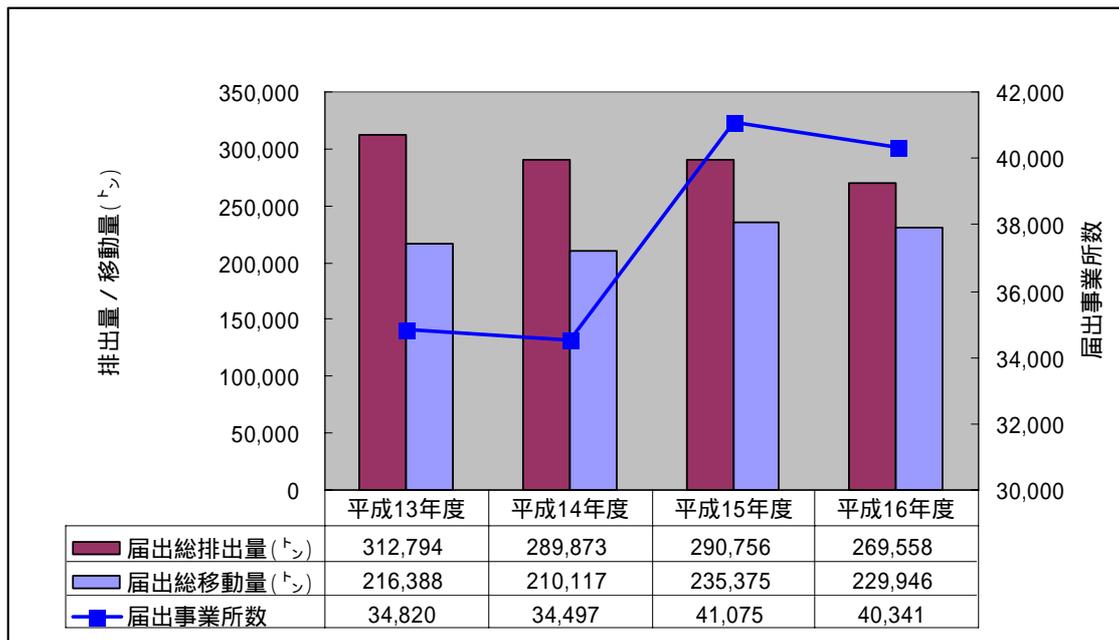
また、図3は、届出総排出量・移動量の推移を示している。

表1 P R T R届出数の推移

	事業者数	事業所数	物質数(のべ)	物質数(種類)
平成16年度	13,817	40,341	218,318	334
平成15年度	14,045	41,075	218,804	334
平成14年度	12,118	34,497	186,123	333
平成13年度	12,619	34,820	182,714	337

(注)平成15年度から、届出事業所の対象化学物質の取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられたことにより、届出対象事業所が増加。

図3 届出総排出量・移動量の推移



### 3. 物質別・業種別の届出排出量・移動量

平成16年度届出データにおいて、届出排出量・移動量の上位を占める10物質及び15業種はそれぞれ図4、図5に示すとおりである。

上位10物質の届出排出量は230千トンであり、総届出排出量の85%を占める。また、上位15業種の届出排出量の合計は213千トンで、総届出排出量の79%を占める。(平成16年度)

図4 届出排出量・移動量の上位10物質

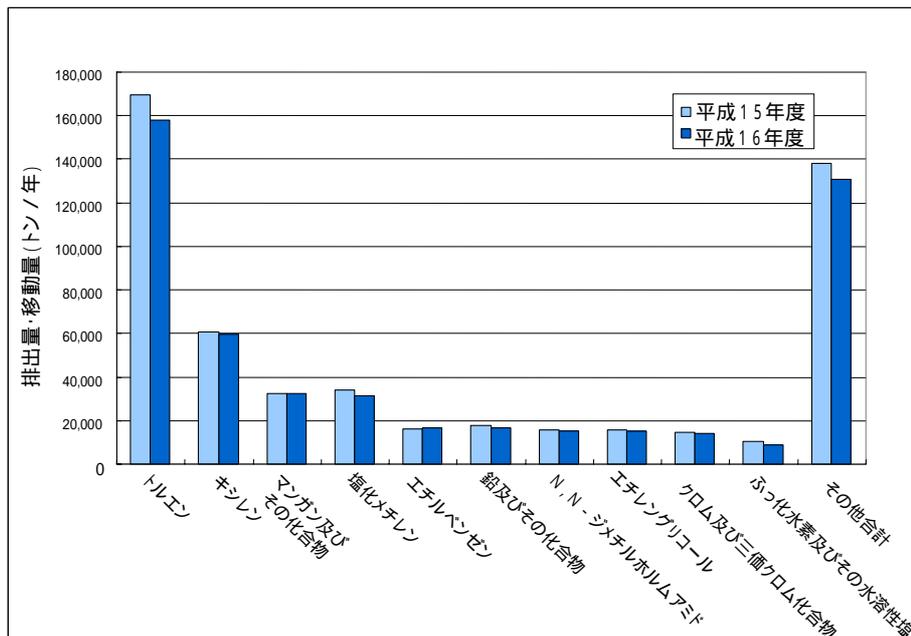
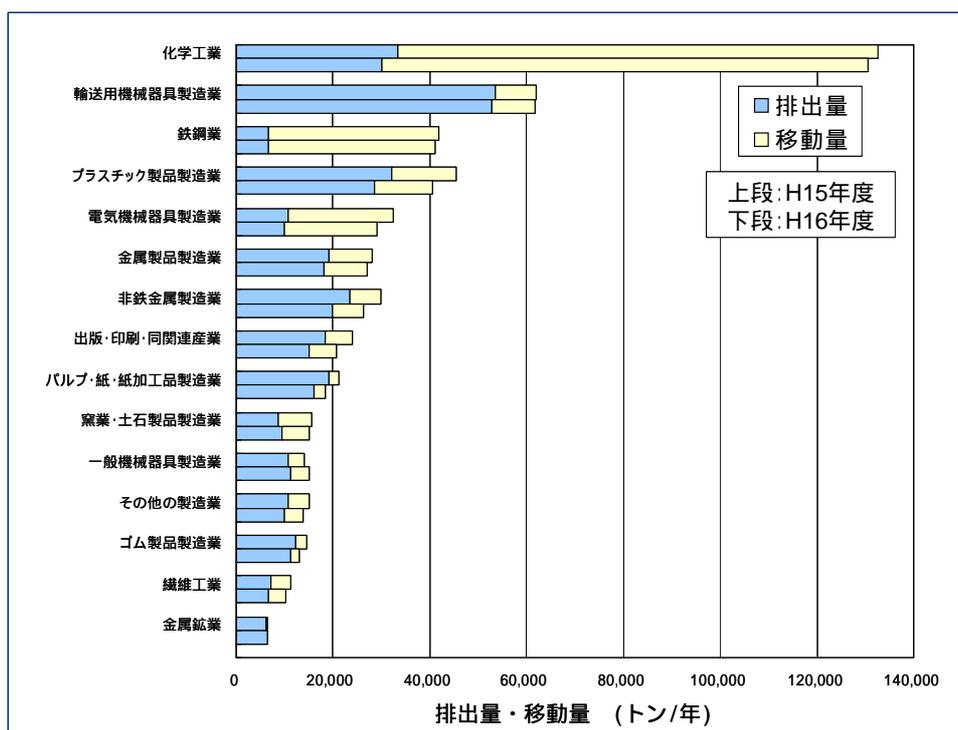


図5 届出排出量・移動量の上位15業種



# 化学物質排出把握管理促進法の概要

## P R T R 制度

化学物質の環境への排出・移動量を、事業者が自ら把握し国に届出。国は届出等を集計、公表。

### 対象化学物質：

第1種指定化学物質(354物質)

### 対象事業者：

対象化学物質を製造しているか、又は原材料等として使用している事業者等

要件：23業種、常用雇用者数21人以上、年間取扱量1t(特定第一種は0.5t)以上等

## M S D S 制度

化学物質等を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報の提供を事業者に義務づけ。

### 対象化学物質：

第1種指定化学物質(354物質)

第2種指定化学物質(81物質)

### 対象事業者：

対象化学物質又は対象製品について他の事業者と取引を行うすべての事業者

## 対象事業者

### 把握

対象化学物質ごとの環境への排出量、廃棄物に含まれて移動する量を事業者が自ら把握

### 届出

把握した前年度の排出量・移動量を事業所ごとに都道府県知事を経由して国(事業所管大臣)に届出  
(届出期間：毎年度4/1～6/30)

営業秘密に係る情報については、別途、一般名称への変更を直接国に請求

## 自主的な化学物質管理の促進

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実践するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努める。

## 国

届出データの電子ファイル化

届出対象以外の排出量の推計

すそ切り以下事業者  
非対象業種のみを営む事業者  
家庭  
移動体

### 集計

事業者からの届出及び統計資料等を用いて推計したデータについて、物質別、業種別、都道府県別等に集計

### 開示

国民からの請求に応じて個別事業所データを開示

### 公表

集計結果の公表

環境モニタリング、健康影響等に関する調査の実施

## 地方公共団体

事業者からの届出を経由  
地域独自の集計・公表  
国が行う調査への意見  
事業者への技術的助言  
広報活動等を通じた国民の理解増進の支援

事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止